

# 局地的な大規模需要に対する規律確保について

2026/4/16

資源エネルギー庁

# 本日の御議論

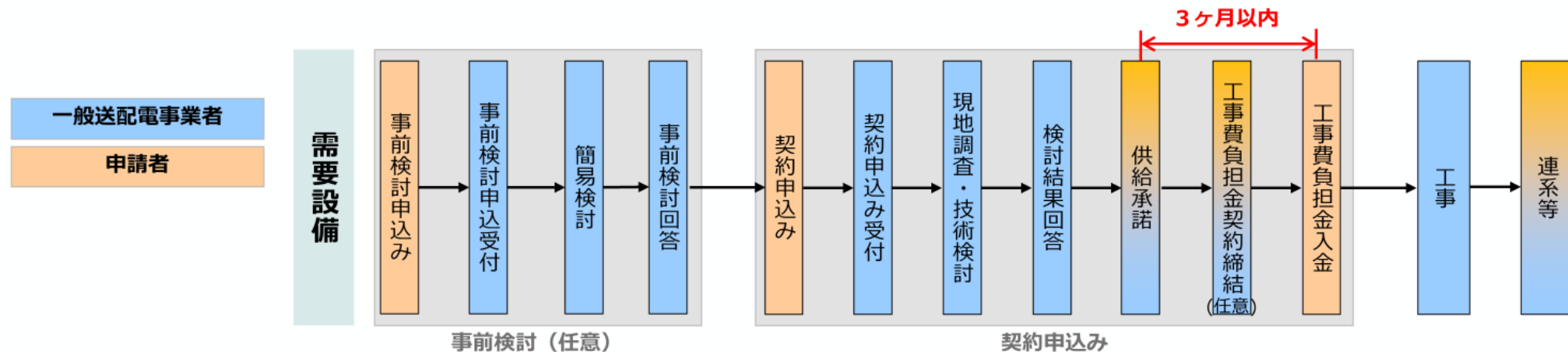
- 大規模需要の局地的な立地が進む中、需要家から事後的な契約電力の変更が行われ、形成した設備が事前に想定したとおりに活用されない事例や、確保した系統容量が一部しか使用されていない事例（空押さえ）が起きている。
- 事前に想定したとおり設備が活用されない事例が相次ぐと、不要な設備が多く形成されるとともに、託送料金への影響が懸念される状況。
- また、空押さえが発生している状態で他の需要家から申込が相次ぐと、追加的な設備形成の必要が生じ、工事の順番待ちにより、系統接続までに要する期間が長期化する。順番待ちを回避すべく、なるべく早く申し込もうとする需要家からの多数の申込により、さらに系統接続に要する期間が長期化するという悪循環が一部の地域で起きている状況。
- こうした事態を受け、本WGでは、真に電力を必要とする需要家に迅速に電力を供給する観点から、昨年1月より、大規模需要の系統接続に係る規律について御議論いただいていた。
- これまで、①手続き面での規律（手続き期限の設定）、②上位系統増強の費用負担の在り方、③既存設備の最大限活用（容量確保の在り方、ウェルカムゾーンマップによる情報公開、特定条件下での早期連系）の3つの論点を提起し、具体策の検討を進めてきた。
- 本日は、容量確保の在り方（空押さえ対応策）を御議論いただきたい。

# (参考) これまでに検討を完了した対応策

(出所) 第4回次世代電力システムワーキンググループ (2025年9月24日) 資料3

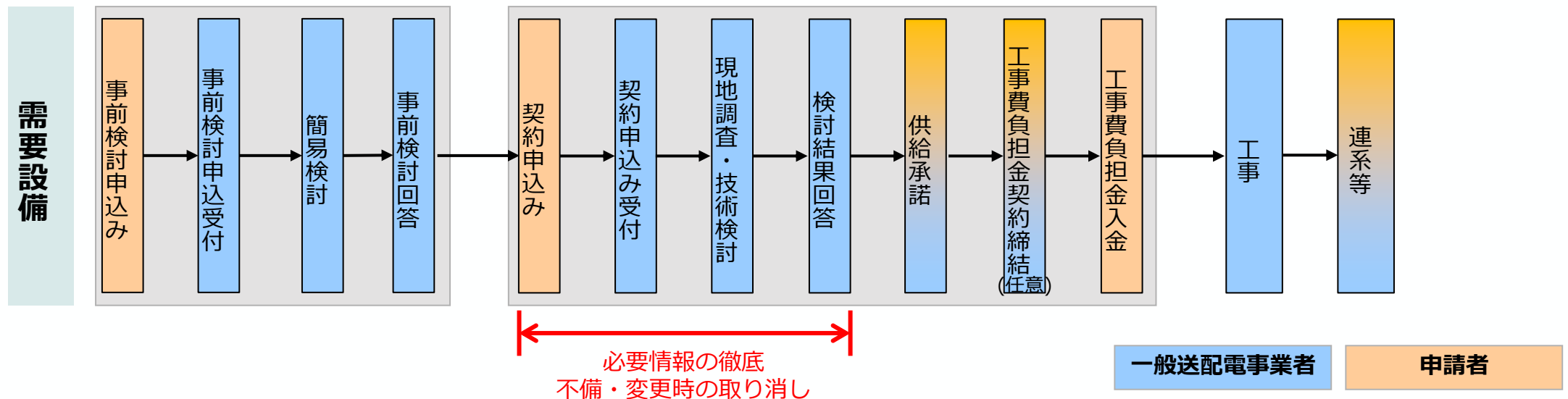
## 【検討④】 系統接続に係る手続期限の設定

- 契約成立後、需要家の都合によりプロセスが停滞し系統の容量が長期間確保されたままになると、その容量を効率的に運用できず真に電力が必要な需要家への供給が遅れる。それを防ぐ観点から、供給承諾から工事費負担金入金までに期限を設定し、期限が守られない場合は、接続供給契約における当該地点の契約申込を解除することとしてはどうか。
- 期限は、発電等設備 (FIT電源) の場合は2ヶ月以内であること、需要家は契約者 (小売電気事業者等) を介して入金すること等を踏まえ、3ヶ月以内としてはどうか。



# 技術検討段階の空押さえについて

- 第5回次世代電力システムワーキンググループ（2025年11月14日）でご報告のとおり、契約申込時に需要家が受電地点等の供給条件について見通しが得られていない（必要な情報が揃っていない）ことにより、一般送配電事業者が技術検討に着手できず、**契約申込み～現地調査・技術検討の間において協議が停滞している事例が確認されている。**
- 当該期間の協議が停滞した場合においても、連系予約は維持され、実質的に空押さえが可能となっており、且つ後着者の検討に遅れも生じる可能性があることから、契約申込にあたっては、供給対策工事・技術検討に必要な情報の成熟度を高めさせるため、**需要家都合による不備または変更が発生した場合においては、契約申込を取り消す**こととしてはどうか。ただし、供給対策工事・技術検討の結果に影響を及ぼさないような「**軽微な変更**」については、**発電側の例にならい許容することとしてはどうか。**
- なお、申込時に提出が必要な情報については、原則として現行の内容（次頁参照）から変更はないが、上記の運用とすることで、技術検討に必要な情報に変更が生じた場合には、一旦申込が取り消されるため、改めて申込を行う必要が生じる。また、供給承諾時点で託送供給契約が成立するため、供給承諾以降の契約内容の変更については、託送供給等約款の規定が適用される。



# (参考) 契約申込受付時点における必要情報

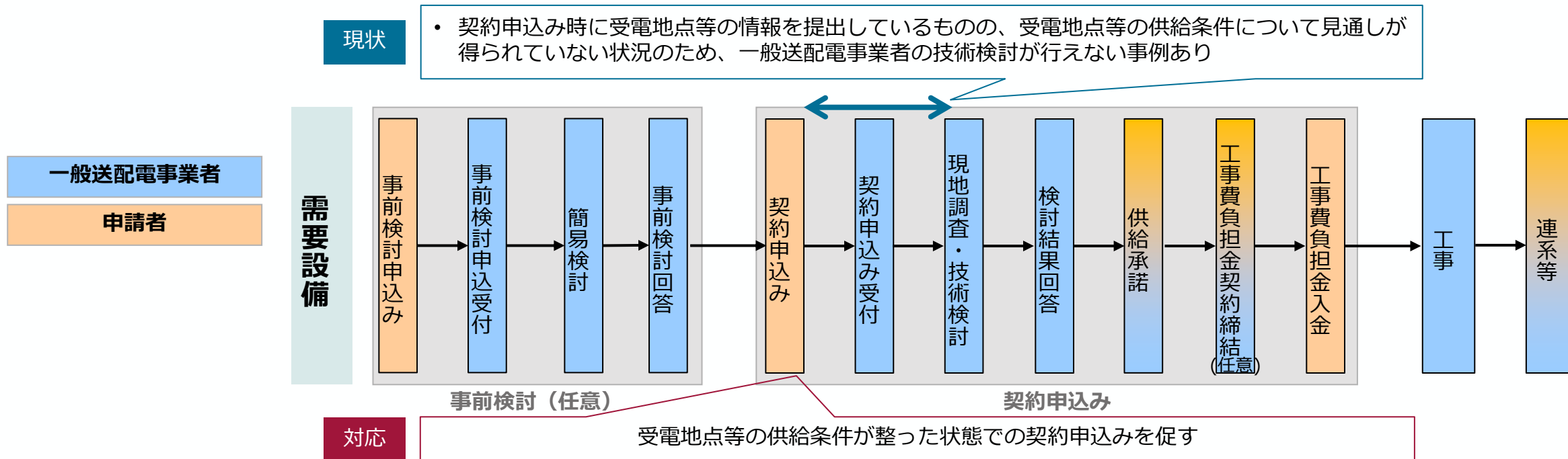
- 技術検討への影響有無は、個別の事例ごとに判断するが、一般的には、以下に示す内容が技術検討に影響を与える可能性がある。

必要情報	書類・図面	必要な理由	変更となった場合の影響
接続供給開始希望日	接続供給兼基本契約申込書および別紙	・工期・増強検討を実施するために必要	・着工や工事手配、対策工事規模・内容に影響
契約電力 (kW)	接続供給兼基本契約申込書および別紙	・約款上の必要事項で工事費負担金の算定に必要 ・増強判断、線種制定等の技術検討のために必要	・改めて工事費負担金の算定が必要となる ・線種等設備の変更や工事規模に影響
受電点 (引込み線と需要家の受電設備に接続する接続点)	平面図、引込み位置図、受電設備位置	・約款上の必要事項であるため ・供給ルート等の技術検討を実施するために必要	・供給方法が変わる可能性もあり、再検討が必要となる
負荷設備	負荷設備一覧 (容量含む)	・約款上の必要事項であり、技術検討を実施するために必要 ・フリッカや高調波発生の可能性有無確認	・契約電力との関係から保護対策の要否、電圧や周波数対策等再検討が必要な場合がある
受電設備	受電設備一覧 (容量含む)	・約款上の必要事項であり、技術検討を実施するために必要	・保護対策、電圧や周波数対策等再検討が必要な場合がある
需要場所の住所	接続供給兼基本契約申込書および別紙、付近図	・約款上の必要事項であり工事負担金の算定に必要 ・供給ルート検討を実施するために必要	・改めて工事費負担金の算定が必要となる ・供給ルートが変更となるため再検討が必要
需要場所の位置や周辺の道路、目印となる建物などが把握できる図面	付近図	・工事費負担金算定 (構内こう長含む) に必要 ・供給ルートを検討するために必要	・改めて工事費負担金の算定が必要となる
供給電圧・供給方式	接続供給兼基本契約申込書および別紙、付近図	・技術検討を実施するために必要	・供給方法が変わるため、再検討が必要となる
予備線供給の要否	接続供給兼基本契約申込書および別紙、付近図	・予備線供給の検討を実施するために必要	・予備線有無は供給方法に影響 ・予備線の変更は供給方法が変わるため再検討
引込位置・Tr容量・バイパス回路有無・VCT設置位置等が把握できる図面	単線結線図	・技術検討を実施するために必要	・需要者へ必要対策を求める場合あり

※ 上記の他、付帯設備の有無やエリアなどに応じ、以下の情報を求める場合がある  
 発電設備、自家発電設備、特殊負荷設備 (フリッカや高調波)、業種、電力推移がわかる年度展開データ、構内や建物・受電室の範囲や位置等

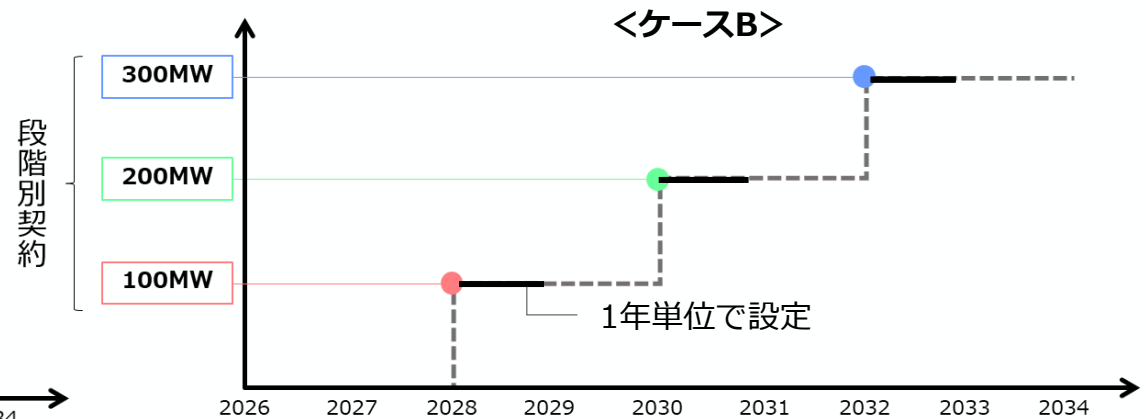
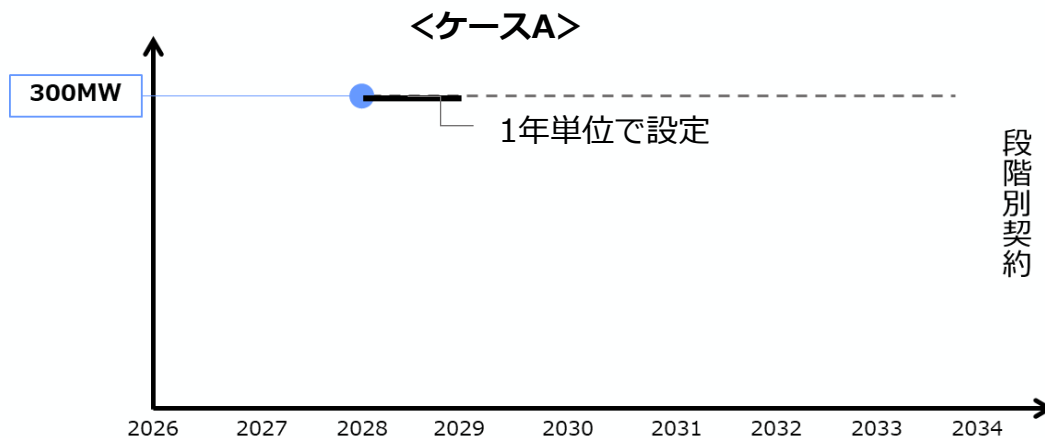
# (参考) 検討項目の進捗状況

- 本ワーキンググループ第4回において、不確定要素の多い状態での申込が行われている実態が明らかになったことを踏まえ、検討事項⑤ (用地取得状況等の確認) について、一般送配電事業者に対して追加の実態確認を行ったところ、需要家の都合により契約申込み～現地調査・技術検討の間で協議が停滞している事例が見受けられた。
- 契約申込み時には、受電地点等の情報を提出し、その条件を元に一般送配電事業者が供給に向けた技術検討を行うことになっているが、当該事例では、需要家が申込み時から受電地点等の供給条件について見通しが得られていない状況のため、一般送配電事業者が技術検討に着手できず、協議が停滞している。
- 連系予約は先着優先の原則に基づくものであるが、変更を前提とした契約申込みにより先着の順序が決まることは、需要家間の公平性を失うことになるため、不確定要素の多い状態で契約申込みを行うのではなく、例えば、受電地点等の供給条件が整った状態での契約申込みを促すような対策について、検討を進めることとしてはどうか。



# 契約電力の設定・変更と空押さえの発生①

- 契約電力とは、需要家が需要場所に設置する機器（負荷設備）を一覧化し、各機器の定格容量と稼働見通しを踏まえて、**最大使用電力を1年単位で設定するもの**。
- 需要場所に設置するすべての機器が同時期に稼働開始**する場合は、下図<ケースA>のように**1つの契約電力を設定**する。Aのケースでは、2028年に300MWの電力供給を1年間契約する（その後継続して300MWを使用するのであれば、毎年契約を更新する）。
- 需要場所に設置する機器が段階的に稼働開始**する場合は、下図<ケースB>のように**段階的な契約電力を設定**する。Bのケースでは、最終的に2032年に300MWに到達する予定であるため、2032年に300MWの電力供給を1年間契約するが、そこに至る途中段階として、2028年に100MW、2030年に200MW、という電力供給もそれぞれ1年間契約する（こうした契約形態を以下「段階別契約」と呼ぶ。なお、段階別契約では、各段階において1年間の電力供給が契約されるが、次の段階に達するまでのすべての期間を契約しているわけではない）。

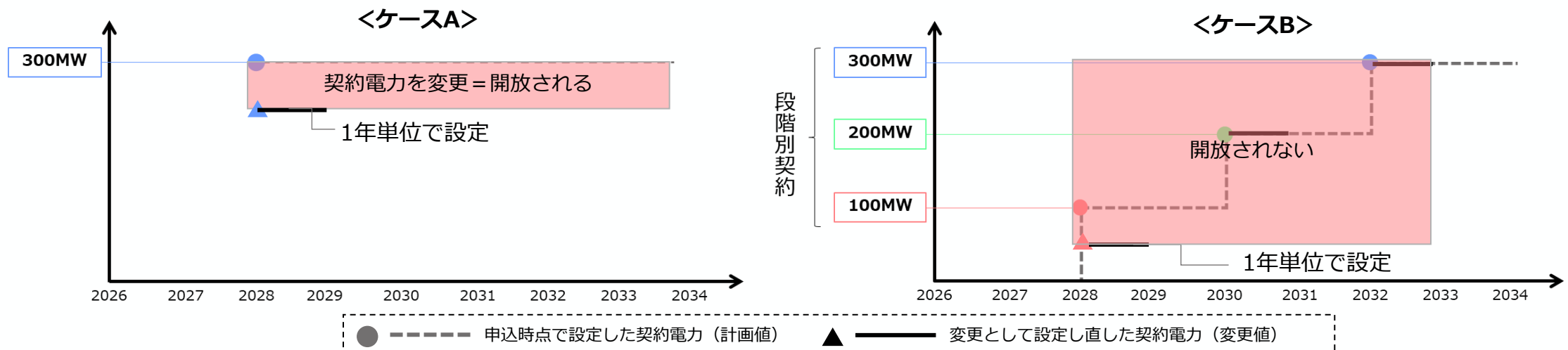


● ----- 申込時点で設定した契約電力（計画値）

段階別契約では、一般送配電事業者が、最終的な契約電力に対応した設備をあらかじめ検討・整備することとなる。仮に、需要家が増容量の都度申請を行い、その都度工事を実施する場合、非効率な設備形成になるおそれがあるほか、需要家の供給希望日に工事が間に合わない可能性が生じるため、これら为了避免するために、段階別契約が活用されている。

# 契約電力の設定・変更と空押さえの発生②

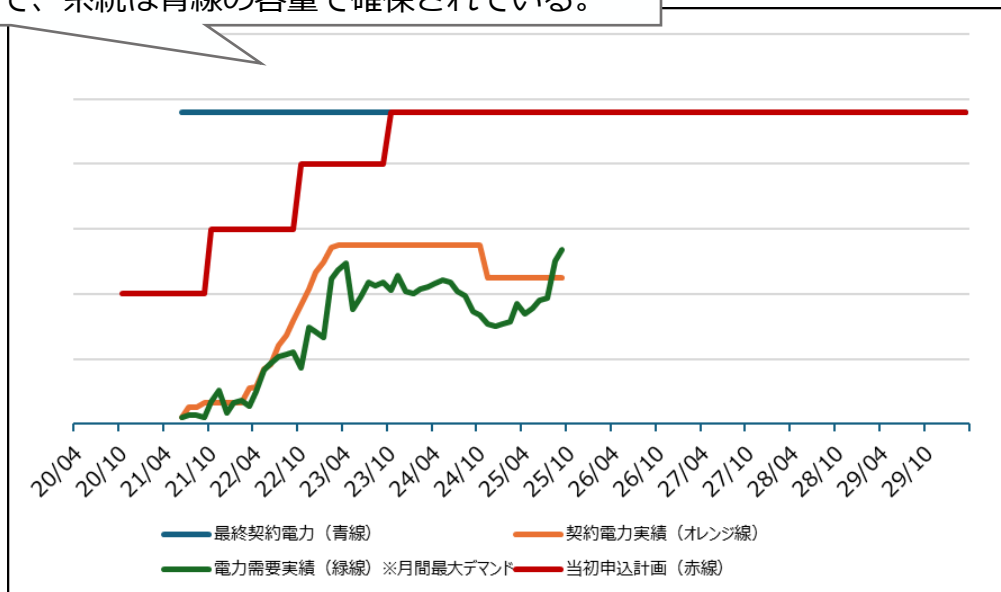
- 契約電力とその供給開始日は、契約成立時点で一度設定されているが、需要家は契約内容の変更（供給開始日の延期、契約電力を当初よりも低く設定し直す等）を申し出ることが可能。契約の廃止ではなく変更である限り、一般送配電事業者は託送供給義務を履行するため、当該系統容量を確保しておく必要がある。
- ただし、最終的な契約電力に到達後、需要家が契約電力を減少させた場合は、減少分の系統容量は開放される。ケースAでは、2028年（供給開始時点）以降に、契約電力を300MWから減少させた場合、その時点で、当初計画との差分の容量は開放される（他の系統接続に活用される）。
- 一方、ケースBでは、（2032年：300MWという最終的な契約電力を減少させた場合には開放されるが、）途中段階で設定している契約電力（2028年：100MW、2030年：200MW）を減少させたとしても、容量は開放されない。
- 段階別契約を結ぶ大規模需要家が増加している中で、ケースBのように、途中段階で設定している契約電力を減少させる一方で、最終的な契約電力を維持するケースが発生している。こうしたケースでは、実際に最終的な契約電力を使用するのか不確実性が高い一方、最終的な契約電力に対応した系統容量が確保されているため、空押さえになっている懸念がある。



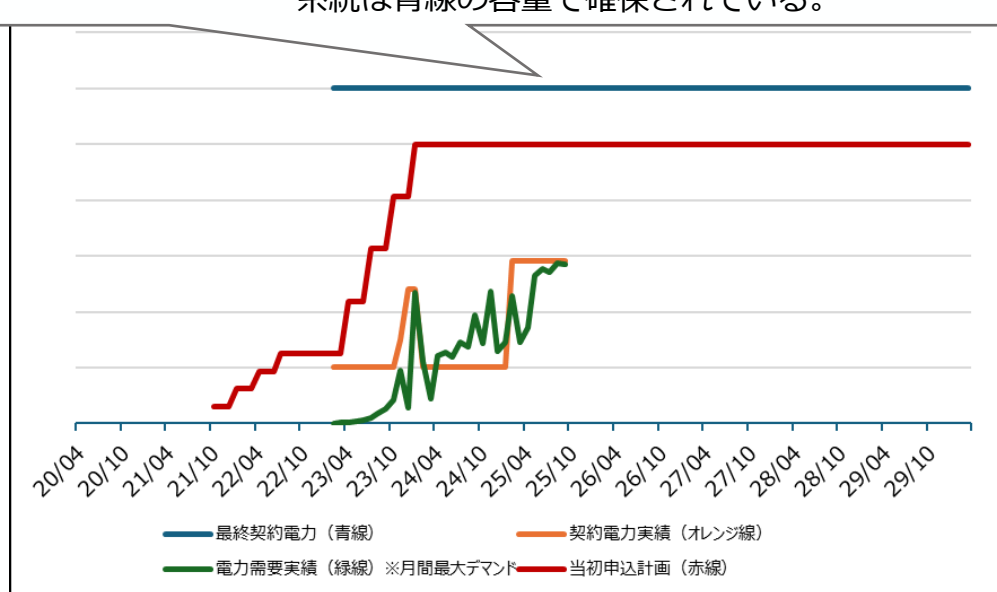
# (参考) 空押さえの実態

- 需要家は、申込時点では当初計画（下図赤線）で契約電力を設定するが、実際の電力使用量（下図緑線）の見通しに応じて、1年単位で契約電力を変更することができ（下図オレンジ線）、**当初計画の契約電力（赤）と変更後の契約電力（オレンジ）の乖離が発生。**
- また、**需要家が最終的な契約電力（下図青線）の変更を申し出ていない限り、一般送配電事業者はその規模（下図青線）の設備を形成し、系統容量を確保することとなり、その容量は他の需要家が活用できない状態になっている**（青・赤・オレンジがそれぞれ乖離していたとしても、当該需要家のために青の容量が確保された状態が続く）。

2023年に青線に到達する予定であったが、2025年10月時点でも到達せず、計画を後ろ倒し。一方で、系統は青線の容量で確保されている。

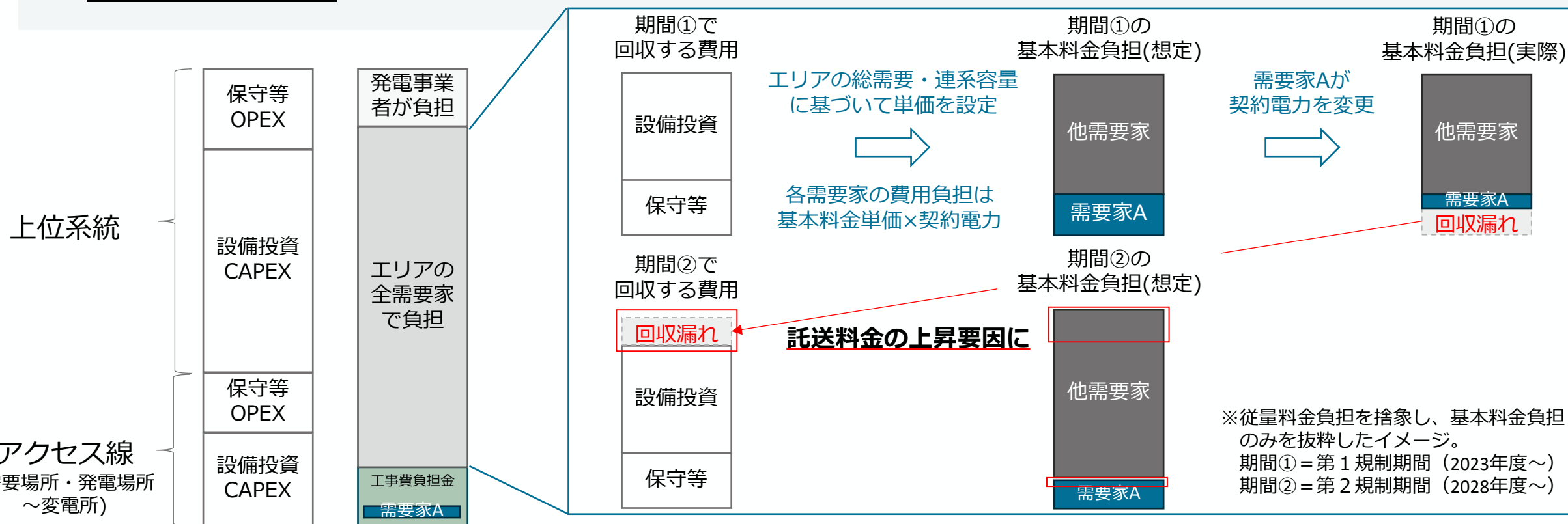


2025年10月時点でも、当初設定していた赤線に到達せず、計画を後ろ倒し。他方、最終規模を上方修正し、2029年10月以降に青線に到達する計画に変更。系統は青線の容量で確保されている。



# 契約電力と託送料金の関係（イメージ）

- 送配電網の整備・維持に必要な費用は、①各需要家および各発電事業者が着工前に支払う工事費負担金、②エリアの全需要家の託送料金、③発電事業者への発電側課金、の3類型により回収される。
- 現在のレベニューキャップ制度において、託送料金の収入上限は規制期間（5年）ごとに設定され、その期間の託送料金単価は、当該期間に回収する費用と想定需要等に基づいて設定される。
- 需要家Aの基本料金 = 託送にかかる基本料金単価 × 契約電力。ある規制期間（5年）の途中で需要家Aが契約電力を減少させると、一部費用を回収できなくなり、それが翌規制期間（翌5年）に回収する費用に上乗せされるため、託送料金単価が上昇する。

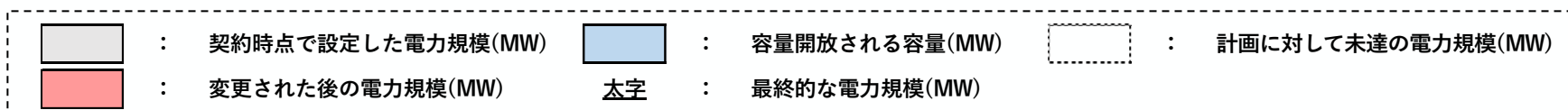
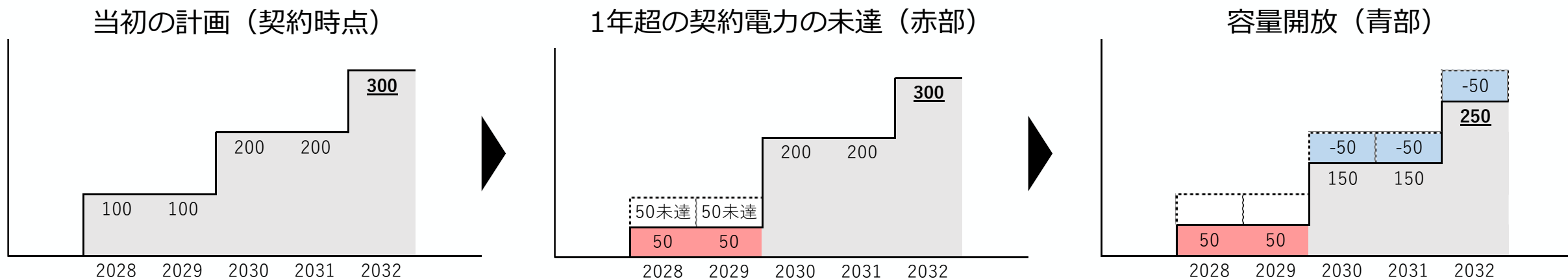


# 論点と方向性

- 段階別契約における途中段階の契約変更（供給開始日の延期、契約電力を当初よりも低く設定し直す等）を行う場合であっても最終的な契約電力を変更せず、空押さえが発生することで、過剰な設備増強が必要となり、申込の多いエリアでは特に系統接続に要する期間の長期化につながっている。
- また、最終的な契約電力に対応した設備増強を行ったものの、最終的な契約電力への設定時期の遅延が生じた場合、一部費用が回収できなくなり、託送料金への影響が生じる。
- こうした状況を放置しておく、①真に電力を必要とする需要家への適切な電力供給が困難になるおそれや、②系統利用者の託送料金負担が増加するおそれがあることから、以下の対応①及び対応②を講じることが必要ではないか。
- 対応①（案）：既存設備の最大限活用による社会コストの抑制、特定の需要家が他の需要家の接続機会を奪っている状況の解消という観点から、段階別契約において、計画通りの契約電力が設定されない場合には容量開放できるようにすることで、真に電力を必要としない需要家の容量確保を減らしてはどうか。
- 対応②（案）：当初計画通りに最終契約電力が設定されない状態が続くと、他の需要家の負担増につながる可能性がある。これを回避する観点から、通常契約及び段階別契約において、一定期間、最終契約電力を計画通りに設定しない状態が続く需要家に対して、適切な費用負担・精算を求めることとしてはどうか。
- 上述の課題は、大規模需要の影響によるところが大きいことから、対応①及び対応②についても、一定規模以上の大規模需要を対象とすることとしてはどうか。なお、一定規模の基準については、影響の大きさなど実態を踏まえた上で、次回以降のWGにおいて御議論いただきたい。
- また、需要家の責に帰すべきでない事情（災害など）がある場合の適用のあり方についても併せて検討することとしてはどうか。

# 対応① (案)

- 既存設備の最大限活用と公平な接続機会の確保という観点から、系統接続の申込が多いエリアにおいて、段階別契約の途中段階の契約電力について、供給開始日の延期や契約電力の減少があった場合には、それによって生じた差分の系統容量を、一般送配電事業者は接続待ち案件のために開放できるようにしてはどうか。
- ただし、当初申込時点で設定した供給開始日や契約電力を事後的に全く変更しないことを需要家に求めることも困難であるため、以下のケースに限り認めることとしてはどうか。
  - 供給開始日を1年だけ延期 (例：2028年に100MWで供給開始するところ、2029年に100MWで供給開始に変更)
  - 供給開始日の契約電力を当初計画より減少させたとしても、1年以内に再度当初計画(※)どおりに設定し直す  
(例：2028年に100MWで供給開始するところ、2028年に50MWに減少させるが、その後再度変更して、2029年に100MWに設定)
- すなわち、下図を例にとれば、2028年に100MWで供給開始を予定していたところ、2029年でもなお50MWまでしか設定しない場合に(以降の段階でも同様)、以降の契約電力から、50MW(100MWと50MWの差分)を開放できるようにしてはどうか。
- なお、系統接続の申込が多いエリアについては、どの程度の申込があるエリアを対象とするか、需要家が当該エリアを事前に確認できるにはどうすればよいか、などの論点を整理した上で次回以降のWGにおいて御議論いただきたい。



以降の段階においても同様

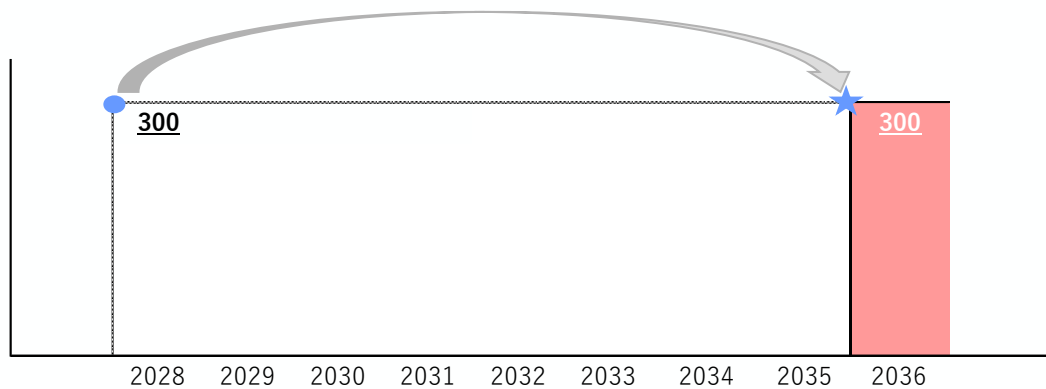
(※) 前段階で容量開放が発生した場合は、当初計画から容量開放分を差し引いた後の契約電力

# 対応② (案)

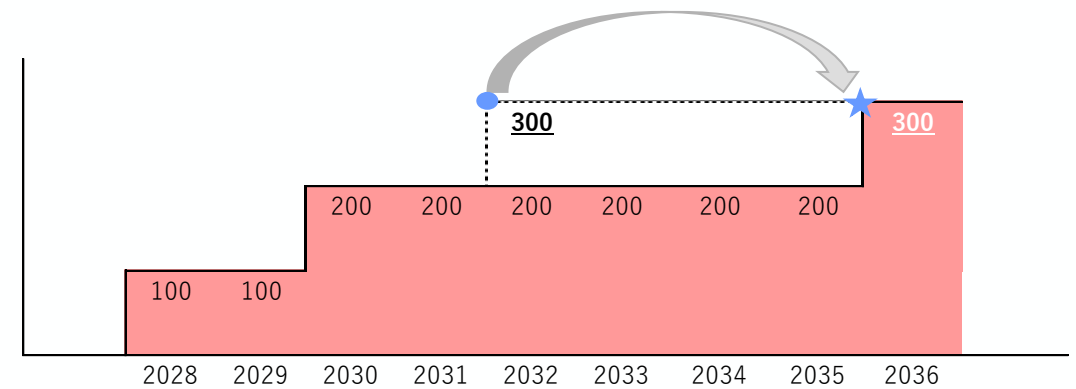
- 需要家が、供給開始日の延期を行い、当初計画していた契約電力（段階別契約の場合は、最終の契約電力）に一定期間設定しない状態が続く場合には、需要家から契約電力を低く設定し直す変更申込がなくとも、一般送配電事業者から契約電力の変更を行うことができることとしてはどうか。なお、一定期間としてどの程度の期間が適切かについては、実態を確認しつつ、次回以降のWGにおいて御議論いただきたい。
- この場合、「供給開始に至らないで契約を変更する」ことになるため、現行の託送供給等約款に基づき、精算が発生する（一般送配電事業者は要した費用の実費を小売電気事業者に請求する）こととなる。

## 延期の例

<ケースA：通常契約>



<ケースB：段階別契約>



●	: 当初計画の最終契約電力到達地点	■	: 変更された後の契約電力(MW)
★	: 計画変更後の最終契約電力到達地点	太字	: 最終的な契約電力(MW)

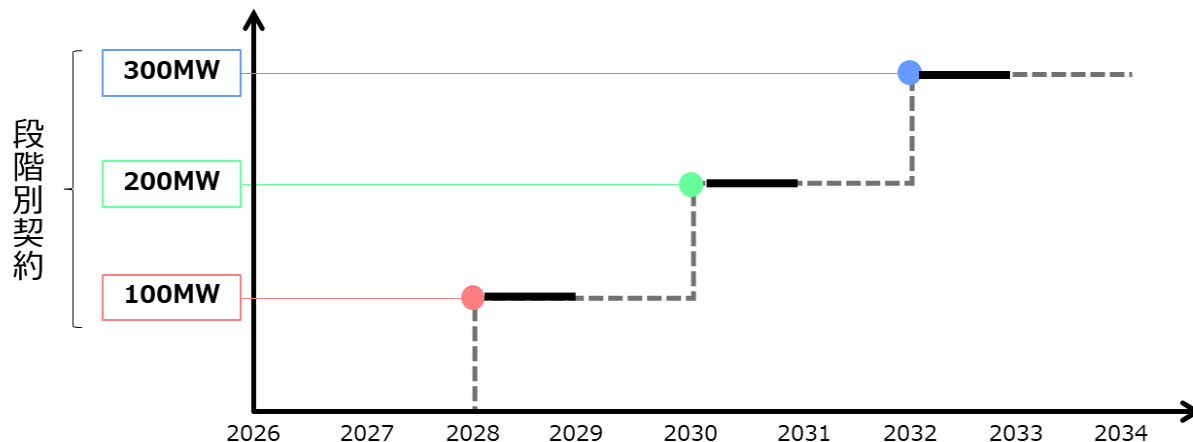
# (参考) 現行の託送供給等約款

供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合等の費用の申受け

(1) 託送供給開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合

**供給設備の一部または全部を施設した後、契約者または需要者の都合によって託送供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を契約者から申し受けます。**

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を契約者から申し受けます。



- 最終段階の契約電力を引き下げた場合、最終段階の契約について「供給開始に至らないで契約を変更」と解釈されるため、約款72が適用され実費精算が発生する。

# 次回以降のWGにおける論点

- 本日は、対応①（案）及び対応②（案）の大枠について御議論をいただきたい。
- その上で、次回以降のWGにおいて、詳細な要件を御議論いただくこととしたい（適用対象となる大規模需要の水準、対応①の接続申込の多いエリア、対応②の一定期間、など）